

戦略的な開発協力の実施体制に関する有識者会議 規約

令和8年3月16日

(名称)

第1条 この会議は、戦略的な開発協力の実施体制に関する有識者会議（以下「会議」という。）という。

(目的)

第2条 会議は、開発協力を取り巻く現下の国際情勢を踏まえ、組織や業務実施体制を含め、戦略的な開発協力の実施体制について、第三者かつ専門的な観点から検討することを目的とする。

(委員)

第3条 会議の委員は、別紙のとおりとする。

(座長)

第4条 会議に座長を1名置く。

2 座長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(事務局)

第5条 会議の事務局は、外務省国際協力局政策課が行う。

(関係者からの意見聴取)

第6条 座長が必要と認めるときは、関係者を呼びその意見を聞くことができる。

(議事の公開)

第7条 座長が必要と認めるときは、会議の一部を公開する。

2 会議関係者以外の傍聴は不可とする。

3 会議の資料は、特段の理由がある場合を除き、公開とする。

4 会議の議事概要は、事務局が座長の確認を得たのち、速やかに外務省ホームページにおいて公開する。

(会議の開催形式等)

第8条 会議は、原則として対面又はオンラインのハイブリッド形式により開催する。

2 委員は、会議を欠席する場合であっても、事前に事務局を通じて書面等により意見を提出することができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、会議を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(除斥)

第10条 委員は、自己その他密接な関係を有する者に関し、直接かつ具体的な利害関係を有する議題については、当該議題の審議及び意見のとりまとめに参加してはならない。

- 2 前項に該当するか否かの判断は、座長が行う。
- 3 除斥の事実及び理由は、議事録に記載する。

戦略的な開発協力の実施体制に関する有識者会議

委員名簿

座長

あがた こういちろう
縣 公一郎 早稲田大学教授

委員

あしたて ひであき
芦立 秀朗 京都産業大学教授

いなぼ まさき
稲場 雅紀 アフリカ日本協議会共同代表

いりやま あきえ
入山 章栄 早稲田大学教授

うめもと かずよし
梅本 和義 国際交流基金顧問

おがさわら ゆか
小笠原 由佳 株式会社藤村総合研究所取締役

かわさき しげはる
川崎 茂治 日本経済団体連合会 国際協力本部主幹

きむら ともゆき
木村 知之 元アジア開発銀行戦略政策パートナーシップ局長

しらいし たかし
白石 隆 政策研究大学院大学名誉教授

まつだ ちえこ
松田 千恵子 東京都立大学大学院教授

(五十音順、敬称略)